

久喜市国民健康保険税率等の改正について

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）において、令和9年度の保険税水準の準統一にあたっては、県が示す市町村標準保険税率どおりに賦課することになっております。

このような中、埼玉県から令和9年度に想定される標準保険税率の推計が示され、本市における現行の保険税率と大きな差があることから被保険者の急激な負担増を避けるため、段階的に税率を引き上げていくことが必要となりました。

1 保険税水準統一に向けた税率改定計画表

	R6（現行税率）		R7		R8		R9 推計 （準統一）	
応能・応益	56 : 44		55 : 45		54 : 46		53 : 47	
区 分	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
医療分	7.77	35,200	7.81	39,000	7.85	43,000	7.91	47,363
支援分	2.87	14,700	3.09	16,600	3.31	18,000	3.53	20,983
介護分	2.76	14,100	2.87	16,200	2.98	18,200	3.10	20,662
合 計	13.40	64,000	13.77	71,800	14.14	79,200	14.54	89,008
前年比較	1.89	4,900	0.37	7,800	0.37	7,400	0.40	9,808

※令和9年度推計値の標準保険税率は、埼玉県の推計例に基づき算出したもので、変動する場合があります。

2 国民健康保険税率等の改定内容について

区 分	税 率	令和7年度 改正案	令和6年度 現 行	差 分
医療給付費分	所得割率	7.81%	7.77%	+0.04%
	均等割額	39,000円	35,200円	+3,800円
	賦課限度額	650,000円	650,000円	±0円
後期高齢者支援金等分	所得割率	3.09%	2.87%	+0.22%
	均等割額	16,600円	14,700円	+1,900円
	賦課限度額	240,000円	220,000円	+20,000円
介護納付金分	所得割率	2.87%	2.76%	+0.11%
	均等割額	16,200円	14,100円	+2,100円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	±0円
合 計	所得割率	13.77%	13.40%	+0.37%
	均等割額	71,800円	64,000円	+7,800円
	賦課限度額	1,060,000円	1,040,000円	+20,000円

3 国民健康保険税率等の改定の施行期日について

令和7年4月1日

4 前回の運営協議会において

(1) 準統一までの税率改正について

税率改定計画表では、埼玉県が設定した令和9年度の標準税率を目指して段階的に引き上げた場合の案となっております。今回、ご審議いただくのは、令和7年度案のみです。

令和8年度以降は、県から標準税率が示される秋の仮算定結果を踏まえまして、毎年度、見直しが必要となります。

(2) 税率改正等の周知方法について

毎年度税率改正が行われていることから、来年度の税率改正の中身だけではなく、令和9年度の保険税水準の準統一を見据え、今後どのような税率改正の検討が必要となるのか、市ホームページや通知等により被保険者全員にお知らせする方法で丁寧な周知に努めてまいりたいと考えています。

(3) 久喜市の収納率について

本市の収納率は、令和3年度が94.0%、令和4年度が93.5%、令和5年度が93.1%となっており、令和5年度収納率は、埼玉県内40市中、32番目となっています。今後、収納率向上を図るため、県の運営方針に基づき、令和8年度までに口座振替原則化を実施するなど収納対策の強化を図ってまいります。

(4) 県内市の賦課限度額設定状況について

令和6年度の賦課限度額設定状況（医療＋後期＋介護）	
賦課限度額	市（県内40市）
106万円	8 団体
104万円	31 団体
102万円	1 団体

保険税額は地方税法等に基づき、各市町村の条例で賦課限度額を定めており、久喜市は令和6年度において、賦課限度額104万円の31団体の中にいます。

(5) 賦課限度額を106万円に引き上げた場合の影響

令和6年12月末時点

区 分	医療分	支援分	介護分	合計
久喜市現行限度額	65万円	22万円	17万円	104万円
引上げ後限度額	65万円	24万円	17万円	106万円
引き上げ幅	0円	+2万円	0円	+2万円
影響額	0円	8,181,183円	0円	8,181,183円

区 分	医療分	支援分	介護分
全体世帯数	19,955 世帯	19,955 世帯	7,627 世帯
限度超過世帯数（改正前）	315 世帯	455 世帯	273 世帯
限度超過世帯数（改正後）	315 世帯	380 世帯	273 世帯

久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

1 条例改正の趣旨

本条例で引用している、診療報酬の算定方法別表で定める「往診料」及び「歯科訪問診療」の規定の条項について、令和6年度診療報酬改定に伴い、条ずれが生じているため、改正を行うものです。

2 改正の内容

本条例第5条第2項で引用する条項を、診療報酬の算定方法別表の「往診料の項注4」から「往診料の項注6」に、「歯科訪問診療料の項注9」から「歯科訪問診療料の項注11」に改める。

施行期日 公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

久喜市国民健康保険条例（平成22年久喜市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「往診料の項注4」を「往診料の項注6」に、「歯科訪問診療料の項注9」を「歯科訪問診療料の項注11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の久喜市国民健康保険条例第5条第2項の規定は、令和6年6月1日から適用する。

久喜市国民健康保険条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例	現行条例 (旧)
<p>(一部負担金) 第5条 略</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注6又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注11の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p>	<p>(一部負担金) 第5条 略</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注9の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p>

令和6年度 久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

■歳入予算

款	予算現額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 (千円)	補正の主な内容
1 国民健康保険税	3,206,179	0	3,206,179	
2 使用料及び手数料	1	0	1	
3 国庫支出金	1	0	1	
4 県支出金	12,005,183	0	12,005,183	
5 財産収入	29	0	29	
6 繰入金	1,062,773	7,814	1,070,587	○職員給与費等繰入金 7,814千円
7 繰越金	92,203	0	92,203	
8 諸収入	23,010	0	23,010	
合計	16,389,379	7,814	16,397,193	

■歳出予算

款	予算現額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 (千円)	補正の主な内容
1 総務費	282,113	7,814	289,927	○職員給与費 4,823千円 ○会計年度任用職員給与費 2,410千円 ○総合事務組合負担金事業 581千円
2 保険給付費	11,869,773	0	11,869,773	
3 国民健康保険事業費納付金	3,806,017	0	3,806,017	
4 財政安定化基金拠出金	1	0	1	
5 保健事業費	215,079	0	215,079	
6 基金積立金	69,078	0	69,078	
7 諸支出金	137,318	0	137,318	
8 予備費	10,000	0	10,000	
合計	16,389,379	7,814	16,397,193	

令和6年度 久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第5号) (案)

■歳入予算

款	予算現額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 (千円)	補正の主な内容
1 国民健康保険税	3,206,179	△ 187,193	3,018,986	○医療給付費分現年課税分 △125,155千円 ○後期高齢者支援金分現年課税分 △47,886千円 ○介護納付金分現年課税分 △14,152千円
2 使用料及び手数料	1	0	1	
3 国庫支出金	1	21,072	21,073	○災害臨時特例補助金 192千円 ○社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 20,880千円
4 県支出金	12,005,183	△ 19,486	11,985,697	○保険給付費等交付金(特別交付金) △19,486千円
5 財産収入	29	0	29	
6 繰入金	1,070,587	50,771	1,121,358	○保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 1,678千円 ○保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 17,111千円 ○未就学児均等割保険税繰入金 463千円 ○職員給与費等繰入金 △2,553千円 ○国保財政安定化支援事業繰入金 380千円 ○国民健康保険産前産後保険税繰入金 760千円 ○保険給付費等支払基金繰入金 32,932千円
7 繰越金	92,203	0	92,203	
8 諸収入	23,010	△ 2,400	20,610	○延滞金(収納課所管) △2,400千円
9 市債	0	187,193	187,193	○財政安定化基金貸付金 187,193千円
合計	16,397,193	49,957	16,447,150	

■歳出予算

款	予算現額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 (千円)	補正の主な内容
1 総務費	289,927	△ 2,553	287,374	○一般管理業務経費 △2,553千円
2 保険給付費	11,869,773	0	11,869,773	
3 国民健康保険事業費納付金	3,806,017	0	3,806,017	○財源内訳の変更
4 財政安定化基金拠出金	1	0	1	
5 保健事業費	215,079	△ 7,227	207,852	○特定健康診査事業 △970千円 ○特定保健指導事業 △4,909千円 ○保養施設利用者助成事業 △300千円 ○がん検診助成事業 △1,048千円
6 基金積立金	69,078	0	69,078	
7 諸支出金	137,318	59,737	197,055	○償還金事業 59,737千円
8 予備費	10,000	0	10,000	
合計	16,397,193	49,957	16,447,150	

令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（案）の概要説明

【1 補正の概要】

（歳入）

- ・国民健康保険税及び延滞金の収納不足に伴う補正
- ・国・県からの交付額が確定したことに伴う国庫支出金、県支出金、基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金及び産前産後保険税繰入金の補正
- ・総務費の一般管理業務経費の減額等に伴う職員給与費等繰入金の補正
- ・県からの通知に基づく国保財政安定化支援事業繰入金の補正
- ・歳出予算の増額に伴い生じる歳入予算の不足を補填するための保険給付費等支払基金繰入金の補正
- ・国民健康保険税の収納不足を補填するための財政安定化基金貸付金の補正

（歳出）

- ・業務委託料に契約差金が生じたことに伴う補正
- ・事業実績を鑑み、糖尿病性腎症重症化予防事業、保養施設利用者助成事業及びがん検診助成事業の予算に余剰が見込まれることに伴う補正
- ・過年度分の国・県支出金の精算額の確定に伴う償還金の補正

により、歳入歳出予算に4,995万7千円を追加し、予算総額を164億4,715万円とするものです。

【2 歳入】

(1) 1款 国民健康保険税

補正額 1億8,719万3千円の減額

(内訳)

- ・医療給付費分現年課税分 1億2,515万5千円の減額
- ・後期高齢者支援金分現年課税分 4,788万6千円の減額
- ・介護納付金分現年課税分 1,415万2千円の減額

国民健康保険税の収納不足が見込まれることから減額補正するものです。

(2) 3款 国庫支出金

補正額 2,107万2千円の増額

(内訳)

- ・災害臨時特例補助金 19万2千円の増額
- ・社会保障・税番号制度システム整備費等補助金

2,088万円の増額

交付額が確定したことから増額補正するものです。

(3) 4款 県支出金

補正額 1,948万6千円の減額

- ・保険給付費等交付金（特別交付金）

交付額が確定したことから減額補正するものです。

(4) 6款 繰入金

補正額 5,077万1千円の増額

(内訳)

- ・ 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 167万8千円の増額

県負担金が確定したことから増額補正するものです。

- ・ 保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 1,711万1千円の増額

国・県負担金が確定したことから増額補正するものです。

- ・ 未就学児均等割保険税繰入金 46万3千円の増額

国・県負担金が確定したことから増額補正するものです。

- ・ 職員給与費等繰入金 255万3千円の減額

充当先である歳出の総務費の一般管理業務経費が減額となったことから減額補正するものです。

- ・ 国保財政安定化支援事業繰入金 38万円の増額

県からの通知に基づき増額補正するものです。

- ・ 国民健康保険産前産後保険税繰入金 76万円の増額

国・県負担金が確定したことから増額補正するものです。

- ・ 保険給付費等支払基金繰入金 3,293万2千円の増額

歳出予算の増額に伴い生じる歳入予算の不足を補填するため、保険給付費等支払基金繰入金を増額補正するものです。

なお、補正後の令和6年度末の基金残高は3,211万1,648円となる見込みです。

(5) 8款 諸収入

補正額 240万円の減額

・延滞金

延滞金の収納不足が見込まれることから減額補正するものです。

(6) 9款 市債

補正額 1億8,719万3千円の増額

・財政安定化基金貸付金

国民健康保険税の収納不足を補填するため、県の財政安定化基金の貸付けを受けることから増額補正するものです。

【3 歳出】

(1) 1款 総務費

補正額 255万3千円の減額

- ・一般管理業務経費

国民健康保険システム標準化・共通化業務委託料について契約差金が生じたことにより減額するものです。

(2) 3款 国民健康保険事業費納付金

補正額 0円（財源内訳の変更のみ）

諸支出金の増額に伴い、国民健康保険事業費納付金の財源となる国民健康保険税を諸支出金に充当し、財源充当の変更により生じた国民健康保険事業費納付金の不足分に保険給付費等支払基金繰入金を財源充当するもので、財源内訳の変更です。

(3) 5款 保健事業費

補正額 722万7千円の減額

(内訳)

- ・特定健康診査事業 97万円の減額

特定健康診査未受診者対策事業業務委託料について契約差金が生じたことにより減額するものです。

- ・特定保健指導事業 490万9千円の減額

特定保健指導業務委託料について契約差金が生じたこと及び糖尿病性腎症重症化予防対策事業負担金について事業実績を鑑み、余剰が生じる見込みであることにより減額するものです。

- ・保養施設利用者助成事業 30万円の減額

保養施設助成金について事業実績を鑑み、余剰が生じる見込みであることにより減額するものです。

- ・がん検診助成事業 104万8千円の減額

がん検診助成金について事業実績を鑑み、余剰が生じる見込みであることにより減額するものです。

(4) 7款 諸支出金

補正額 5,973万7千円の増額

- ・償還金事業

過年度に交付された国庫支出金及び県支出金について、精算額の確定に伴い返還が発生することにより増額補正するものです。

令和7年度久喜市国民健康保険特別会計予算(案)の概要

【令和7年度国民健康保険特別会計】

歳入歳出予算の総額 154億4,100万円

対前年度比較 8億4,200万円(5.2%)の減

(令和6年度当初予算額 162億8,300万円)

(歳入)

(単位:千円)

款	項	目	令和7年度	令和6年度	対前年度比較
			A	B	増減額 C(A-B)
			3,104,064	3,206,179	△ 102,115
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	1 国民健康保険税 廃 退職被保険者等国民健康保険税	3,104,064 0	3,206,156 23	△ 102,092 △ 23
2 使用料及び手数料	1 手数料	1 総務手数料	1	1	0
3 国庫支出金	1 国庫補助金	1 災害臨時特例補助金	1	1	0
			11,199,618	11,989,783	△ 790,165
4 県支出金	1 県負担金・補助金	1 保険給付費等交付金	11,199,617	11,989,782	△ 790,165
	2 財政安定化基金交付金	1 財政安定化基金交付金	1	1	0
5 財産収入	1 財産運用収入	1 利子及び配当金	10	1	9
			1,121,517	1,064,396	57,121
6 繰入金	1 一般会計繰入金	1 一般会計繰入金 1 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 2 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 3 未就学児均等割保険税繰入金 4 職員給与費等繰入金 5 出産育児一時金繰入金 6 その他一般会計繰入金 7 国保財政安定化支援事業繰入金 8 国民健康保険産前産後保険税繰入金	1,121,516 447,679 258,799 6,796 294,493 25,000 27,844 58,280 2,625	1,064,396 428,452 258,089 6,796 277,788 18,667 14,980 58,280 1,344	55,839 19,227 710 0 16,705 6,333 12,864 0 1,281
	2 基金繰入金	1 基金繰入金	1	0	1
7 繰越金	1 繰越金	1 前年度繰越金	1	1	0
			15,788	22,638	△ 6,850
8 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	1 延滞金 2 加算金 廃 退職被保険者等延滞金	15,000 1 0	22,300 1 300	△ 7,300 0 △ 300
	2 市預金利子	1 市預金利子	758	8	750
	3 貸付金元利収入	1 出産費資金貸付金元利収入	1	1	0
	4 雑入	1 第三者納付金 2 返納金 3 雑入	1 1 26	1 1 26	0 0 0
		歳入合計	15,441,000	16,283,000	△ 842,000

(歳出)

(単位:千円)

款	項	目	令和7年度	令和6年度	対前年度比較
			A	B	増減額 C (A-B)
			295,364	278,709	16,655
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	290,920	274,909	16,011
		2 連合会負担金	3,084	2,498	586
	2 徴税費	1 賦課徴収費	169	168	1
	3 運営協議会費	1 運営協議会費	581	589	△ 8
	4 趣旨普及費	1 趣旨普及費	610	545	65
			11,097,072	11,860,269	△ 763,197
2 保険給付費	1 療養諸費	1 療養給付費	9,531,171	10,205,397	△ 674,226
		2 療養費	91,385	85,979	5,406
		3 審査支払手数料	21,224	21,652	△ 428
	2 高額療養費	1 高額療養費	1,400,824	1,504,528	△ 103,704
		2 高額介護合算療養費	2,351	2,100	251
	3 移送費	1 移送費	100	100	0
	4 出産育児諸費	1 出産育児一時金	37,500	28,000	9,500
2 支払手数料		16	12	4	
5 葬祭諸費	1 葬祭費	12,500	12,500	0	
6 傷病手当諸費	1 傷病手当金	1	1	0	
			3,760,007	3,795,046	△ 35,039
3 国民健康保険事業給付金	1 医療給付費分	1 医療給付費分	2,561,045	2,533,479	27,566
	2 後期高齢者支援金等分	1 後期高齢者支援金等分	912,451	965,215	△ 52,764
	3 介護納付金分	1 介護納付金分	286,511	296,352	△ 9,841
4 財政安定化基金拠出金	1 財政安定化基金拠出金	1	1	0	
			206,642	212,986	△ 6,344
5 保健事業費	1 特定健康診査等事業費	1 特定健康診査等事業費	154,021	154,575	△ 554
		1 保健衛生普及費	3,520	4,944	△ 1,424
	2 保健事業費	2 疾病予防費	49,100	53,466	△ 4,366
		3 貸付金	1	1	0
6 基金積立金	1 基金積立金	1 保険給付費等支払基金積立金	10	1	9
			71,904	125,988	△ 54,084
7 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	1 保険税還付金	20,000	20,000	0
		2 還付加算金	300	500	△ 200
		3 償還金	51,603	18,507	33,096
		廃 退職被保険者等保険税還付金	0	100	△ 100
		廃 退職被保険者等還付加算金	0	50	△ 50
2 繰出金	1 一般会計繰出金	1	86,831	△ 86,830	
8 予備費	1 予備費	1 予備費	10,000	10,000	0
歳出合計			15,441,000	16,283,000	△ 842,000

令和7年度久喜市国民健康保険特別会計予算（案）の概要説明

【1 予算総額】

歳入歳出予算総額 154億4,100万円
 (前年比 8億4,200万円減、5.2%減)

【2 歳入】

1款 国民健康保険税 31億406万4千円

1項 国民健康保険税

1目 国民健康保険税

現年課税分 29億9,065万5千円

滞納繰越分 1億1,340万9千円

合計 31億 406万4千円

廃止 退職被保険者等国民健康保険税 0円

2款 使用料及び手数料 1千円

1項 手数料

1目 総務手数料 1千円

・加入証明発行に係る手数料です。

3款 国庫支出金 1千円

1項 国庫補助金

1目 災害臨時特例補助金 1千円

・東日本大震災の被災に伴う保険税の減免及び療養の給付等に係る一部負担金の免除に要した費用の一部が交付される補助金です。

4款 県支出金 111億9,961万8千円

1項 県負担金・補助金

1目 保険給付費等交付金 111億9,961万7千円

【内訳】

(1) 保険給付費等交付金（普通交付金） 110億4,584万4千円

・療養の給付等に要する費用に対する交付金です。

(2) 保険給付費等交付金（特別交付金） 1億5,377万3千円

① 保険者努力支援分 4,543万4千円

・医療費適正化や健康づくりなどの取組状況に対する交付金です。

②特別調整交付金分 2, 248万2千円

・市町村の災害等特別な事情に要する費用に対する交付金です。

③県繰入金 5, 415万7千円

・県内で調整すべき市町村の特別な事情に要する費用に対する交付金です。

④特定健診等負担金 3, 170万円

・特定健康診査等に要する経費に対する交付金です。

2項 財政安定化基金交付金

1目 財政安定化基金交付金 1千円

・給付増や保険税収納不足により財源不足となった場合、県に設置される財政安定化基金から受けることができる交付金です。

5款 財産収入 1万円

1項 財産運用収入

1目 利子及び配当金 1万円

・保険給付費等支払基金の預金利子です。

6款 繰入金 11億2, 151万7千円

1項 一般会計繰入金

1目 一般会計繰入金 11億2, 151万6千円

【内訳】

(1) 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 4億4, 767万9千円

・保険基盤安定のための保険税軽減分の繰入金です(県3/4、市1/4)。

(2) 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 2億5, 879万9千円

・保険基盤安定のための保険者支援分の繰入金です(国1/2、県1/4、市1/4)。

(3) 未就学児均等割保険税繰入金 679万6千円

・未就学児の均等割保険税軽減分の繰入金です(国1/2、県1/4、市1/4)。

(4) 職員給与費等繰入金 2億9, 449万3千円

・国民健康保険特別会計の職員給与費等に係る繰入金です。

(5) 出産育児一時金繰入金 2, 500万円

・出産育児一時金に係る繰入金です(市2/3)。

(6) その他一般会計繰入金 2, 784万4千円

・地方単独事業となる重度心身障害者医療費等の窓口払い廃止実施に伴う国庫負担金減額調整措置に係る波及分を一般会計から繰り入れるものです。

(7) 国保財政安定化支援事業繰入金 5, 828万円

・国民健康保険財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰入金です(60歳以上の高齢被保険者割合による支援措置)。

(8) 国民健康保険産前産後保険税繰入金 262万5千円

- ・産前産後保険税軽減分の繰入金です(国1/2、県1/4、市1/4)。

2項 基金繰入金

1目 基金繰入金 1千円

- ・保険給付費等の支払いに係る基金繰入金です。

7款 繰越金 1千円

1項 繰越金

1目 前年度繰越金 1千円

- ・前年度からの繰越金です。

8款 諸収入 1,578万8千円

1項 延滞金、加算金及び過料

1目 延滞金 1,500万円

- ・被保険者が納期限後に納付した国民健康保険税に係る延滞金です。

2目 加算金 1千円

- ・被保険者の不正利得徴収金に係る加算金です。

廃止 退職被保険者等延滞金 0円

2項 市預金利子

1目 市預金利子 75万8千円

- ・国民健康保険特別会計の預金利子です。

3項 貸付金元利収入

1目 出産費資金貸付金元利収入 1千円

- ・出産費資金貸付金の返還金です。

4項 雑入

1目 第三者納付金 1千円

- ・被保険者の第三者行為による医療給付費損害賠償金です。

2目 返納金 1千円

- ・被保険者の不正利得徴収金の過払分医療費の返納金です。

3目 雑入 2万6千円

- ・督促手数料等です。

【3 歳出】

1款 総務費 2億9,536万4千円

1項 総務管理費

1目 一般管理費 2億9,092万円

【内訳】

(1) 職員給与費 1億5,048万1千円

(2) 会計年度任用職員給与費 1,279万6千円

(3) 総合事務組合負担金事業 876万3千円

(4) 一般管理業務経費 1億1,888万円

2目 連合会負担金 308万4千円

- ・国民健康保険団体連合会への負担金です。

2項 徴税費

1目 賦課徴收費 16万9千円

- ・国民健康保険税の賦課に係る経費です。

3項 運営協議会費

1目 運営協議会費 58万1千円

- ・国民健康保険運営協議会に係る経費です。

4項 趣旨普及費

1目 趣旨普及費 6.1万円

- ・国民健康保険の制度普及に係る経費です。

2款 保険給付費 110億9,707万2千円

1項 療養諸費

1目 療養給付費 95億3,117万1千円

- ・被保険者の医療費に係る保険者負担金です。

2目 療養費 9,138万5千円

- ・被保険者の療養費に係る保険者負担金です。

3目 審査支払手数料 2,122万4千円

- ・国民健康保険団体連合会が行うレセプトの審査・支払い等に係る経費の手数料です。

2項 高額療養費

1目 高額療養費 14億82万4千円

- ・被保険者の高額療養費に係る保険者負担金です。

2目 高額介護合算療養費 235万1千円

- ・被保険者の高額介護合算療養費に係る保険者負担金です。

3項 移送費

1目 移送費 10万円

- ・被保険者の移送費に係る保険者負担金です。

4項 出産育児諸費

1目 出産育児一時金 3,750万円

- ・被保険者が出産した場合、出生児1児につき50万円を支給するものです。

2目 支払手数料 1万6千円

- ・出産育児一時金の直接払いに係る手数料です。

5項 葬祭諸費

1目 葬祭費 1,250万円

- ・被保険者が死亡した場合、葬祭執行者に5万円を支給するものです。

6項 傷病手当諸費

1目 傷病手当金 1千円

- ・国民健康保険に加入している被用者が新型コロナウイルス感染症に感染又は感染した疑いで労務に服することができない場合に支給する傷病手当金です。

3款 国民健康保険事業費納付金 37億6,000万7千円

1項 医療給付費分

1目 医療給付費分 25億6,104万5千円

- ・被保険者に係る医療給付費分の国民健康保険事業費納付金です。

2項 後期高齢者支援金等分

1目 後期高齢者支援金等分 9億1,245万1千円

- ・被保険者に係る後期高齢者支援金等分の国民健康保険事業費納付金です。

3項 介護納付金分

1目 介護納付金分 2億8,651万1千円

- ・介護納付金分の国民健康保険事業費納付金です。

4款 財政安定化基金拠出金 1千円

1項 財政安定化基金拠出金

1目 財政安定化基金拠出金 1千円

- ・県が設置する財政安定化基金への拠出金です。

5款 保健事業費 2億664万2千円

1項 特定健康診査等事業費

1目 特定健康診査等事業費 1億5,402万1千円

【内訳】

(1) 特定健康診査事業 1億2,818万1千円

- ・生活習慣病の早期発見、予防、重症化の抑制等のため、40歳から74歳の被保険者を対象として実施する特定健康診査に係る経費です。

(2) 特定保健指導事業 2,584万円

- ・特定健康診査の結果により、生活習慣の改善等に努める必要がある被保険者に行う特定保健指導及び糖尿病性腎症重症化予防対策事業に係る経費です。

2項 保健事業費

1目 保健衛生普及費 352万円

【内訳】

(1) 保健衛生普及事業 322万7千円

- ・医療費通知及び国民健康保険が行う保健事業の普及に係る経費です。

(2) 健康アプリ助成事業 29万3千円

- ・埼玉県が提供する健康アプリ「コバトンALKOOマイレージ」に被保険者が参加した場合の費用を助成するものです。

(廃止) 保養施設利用者助成事業 0円

2目 疾病予防費 4,910万円

【内訳】

(1) 人間ドック事業 3,660万円

- ・人間ドックを受診した被保険者に対し28,000円（市委託医療機関は28,940円）を助成するものです。

(2) がん検診助成事業 1,250万円

- ・地域保健課が実施するがん検診を受診した被保険者の検診費用を助成するものです。

3目 貸付金 1千円

【内訳】

出産費資金貸付事業 1千円

- ・出産育児一時金を受け取るまでの間、出産に係る費用を無利子で貸し付けるものです。

6款 基金積立金 1万円

1項 基金積立金

1目 保険給付費等支払基金積立金 1万円

- ・保険給付費等支払基金への積立金です。

7款 諸支出金 7,190万4千円

1項 償還金及び還付加算金

1目 保険税還付金 2,000万円

- ・国民健康保険税の更正による減額等に係る還付金です。

2目 還付加算金 30万円

- ・国民健康保険税の還付に伴う還付加算金です。

3目 償還金 5,160万3千円

- ・前年度に交付された補助金等の精算に伴う償還金です。

廃止 退職被保険者等保険税還付金 0円

廃止 退職被保険者等還付加算金 0円

2項 繰出金

1目 一般会計繰出金 1千円

- ・令和6年度に一般会計から繰り入れた金額を一般会計へ返還するための繰出金です。

8款 予備費 1,000万円

1項 予備費

1目 予備費 1,000万円

令和7年度久喜市国民健康保険特別会計予算(案)の相関図

資料5-3

